

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 和歌山県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び橋本市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

【全額返還】

- (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満の間に橋本市以外の市区町村に転出した場合
- (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に第 3 条の就業に関する要件を満たす職を辞した場合
- (4) 和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

【半額返還】

- (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に橋本市以外の市区町村に転出した場合